

普通預金

平成22年11月26日現在

商品名	普通預金
販売対象	・法人及び個人のお客さま
期間	・特に期間の定めはありません。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人のお客さまのお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （但し、マル優を利用の場合は除きます） ・法人のお客さまは、総合課税となります。
手数料	・キャッシュカードによる払戻等に当たっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。（詳しくは「ATMご利用手数料」をご覧ください。）
付加できる特約事項	・個人のお客さまは「総合口座」の取扱いができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率 [ただし、期日指定定期預金は「2年以上」の利率]に0.50%、担保定期積金の約定利回りに0.70%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	_____
金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「金利一覧」のページに掲載しております。 また、店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部信金相談室（9時～16時50分、電話：072-621-9312）にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人総合紛争解決センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部信金相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他の参考となる事項	・公共料金等の自動支払い及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）